

第3次三鷹市基本計画・第2次改定に関する基本的方向

(改定に向けた基本方針・討議資料)

平成19年6月

三鷹市

## 第3次三鷹市基本計画・第2次改定に関する基本的方向

### (改定に向けた基本方針・討議資料)

第3次基本計画は目標年次を平成22年(2010年)とし、計画期間を4年毎の3期(前期・中期・後期)に分け、計画的に見直し(ローリング)を行うこととしています。中期の最終年次である平成19年度は第2次改定を行う年度に該当するため、まず、改定に関する基本的方向を討議資料として市民の皆さんにお示しし、広くご意見を集めて今後の計画改定に反映させていきたいと考えます。その後、次のステップとして、「骨格案」「改定素案」という形で、より具体的な形で市民参加を進めていきますが、その第一歩として今回の資料を提示するものです。

#### 1 計画改定の基本的な考え方

##### (1) 第2次改定の方向

基本計画の第2次改定に当たっては、下記の点を改定の基本的な方向として取り組みを行うものとします。

全面的な改定ではないため、基本的には、国等の制度改革や社会経済状況の変化への対応などを中心とした時点修正的な改定を基本とします。

厳しい財政状況や「三位一体の改革」の展開を踏まえ、事業の徹底的な見直しを行い、「行財政改革アクションプラン2010」の計画的な推進を図るとともに、新たな課題等については改定計画に盛り込み、更なる行財政改革を推進します。

行財政改革に加え、各施策等の個別計画に関する新たな課題等にも対応するために、新規課題等については改定計画に盛り込み、積極的な取り組みを行うものとします。

公職選挙法の改正により、先の統一地方選挙から初めて選挙期間中に首長候補者のローカルmanifestoの要旨も掲載できるピラの配布が可能となりました。そこで、改定計画にmanifestoに掲げられた施策等の反映を図り、民意を反映した計画行政を進めるものとします。

新たな課題である、市の公共施設を効率的に整備・運営し、有効に利活用していく「フアシリティ・マネジメント」の取り組みとともに、より大きな課題として、三鷹市の「都市の再生・リノベーション」に関し公共施設の整備や再配置のあり方の方向性を示すものとします。

国レベルの福祉、年金、医療における制度改革や税制改正等が及ぼす問題によって、市民生活にもたらされる「痛み」や増税感の顕在化といった課題が生じています。このような制度改革の負の影響を最小限にするセーフティーネットとしての施策のあり方を明示します。

リノベーション：修復、刷新、改造などの意。既存建物や既成市街地を大規模改修し、用途や機能を刷新・高度化し、新しい価値を加えること。特にヨーロッパの都市では、社会資本のストックを活かした修復型の再開発として都市のリノベーションが進められ、人口減少と少子高齢社会に対応した魅力あるまちづくりを実現しています。

情報化や都市化が進む三鷹市にあって最も大切な財産は「人」であり、「人財」づくりの施策の一環として子ども・子育て支援の充実と教育改革を重視するとともに、「人財」が「協働のパートナー」となり「まちの活性化」につながるように、参加と協働の機会の拡充を図る施策のあり方を明示します。

## (2) 改定後の計画期間

第2次改定計画の期間は、平成19年度から平成22年度(2010年)とします。

計画見直しの調整期間である平成19年度を含むものとします。

## (3) 第2次改定に向けた市民参加

第2次改定における市民参加の基本的な方向性

本改定は、平成18年4月の自治基本条例の施行後、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度等、新たな自治・分権推進体制のもとでの計画改定となります。そこで、第2次改定における市民参加としては、市民意向調査や広報特集号・ホームページによる広範な市民意見の聴取やパブリックコメントの実施とともに、住区ごとにまちづくり懇談会等を実施します。

また、新たな市民参加方式の取り組みとしては、平成18年度に「まちづくりディスカッション」として先駆的な実践を行った「無作為抽出による市民討議方式」について、わが国初の取り組みとして、基本計画改定において「市民討議方式」の導入を行います。

さらに、第3次基本計画・第2次改定は計画の最終段階であるとともに、次の第4次基本計画につながる重要な意味合いもあることから、目標達成のための事業の推進のあり方や残された課題等に関して、市民会議・審議会等の関係団体による評価・検証が不可欠です。そこで、基本計画の各施策の所管部課において、各施策に係わる市民会議・審議会や団体の意見聴取等を行い、それを計画に反映させることとします。

つまり第3次基本計画・第2次改定における市民参加のあり方は、自治基本条例の施行により市民参加が「常態化・制度化」されたとも言える三鷹市において、市民会議・審議会等の充実した活動を始めとした「多層的・多元的」な参加方式を用いるものです。

具体的な市民参加の取り組み

### 第1ステップ

**「三鷹を考える論点データ集」学習会及び第2次改定に関する基本的方向(討議資料)による市民参加(4月～)**

平成18年3月に発行した「三鷹を考える論点データ集」をテキストとして連続学習会を開催し、基本計画の第2次改定に向けて市民の皆さんのご意見を伺いました。

また、第2次改定に関する基本的方向(討議資料)により改定の基本的な方向を

提示し、論点データ集の学習会のフォローアップも兼ねて、討議資料についての「まちづくり懇談会」を開催します。さらに、討議資料を広報やホームページに掲載し、市民の皆さんのご意見を募集します。

このほか、三鷹ネットワーク大学主催で学識者のまちづくり講演会を開催し、参加した市民の皆さんとの意見交換を行います。

## **第2ステップ**

### **骨格案による市民参加（9月～）**

「三鷹を考える論点データ集」学習会や討議資料についての「まちづくり懇談会」などで寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、主要事業の内容等を示した骨格案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号によるアンケート調査、まちづくり懇談会（地域〔住区〕別懇談会 - ICT（情報通信技術）の手法も活用する）、課題別まちづくり懇談会（団体ヒアリング）、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく骨格案のパブリックコメントなどを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間をかけて「まちづくりディスカッション」を開催します。

## **第3ステップ**

### **素案による市民参加（1月～）**

骨格案への意見を踏まえた改定事項を含む全文が掲載された素案を提示します。市民参加の手法としては、まちづくり懇談会（地域〔住区〕別懇談会）の開催、個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく素案のパブリックコメントを実施します。

#### **（4）基本計画・第2次改定と個別計画の改定**

平成20年度以降に改定を予定していた個別計画については、基本計画の計画期間が平成22年度までであることなどから、原則として、個別計画の新たな課題や取り組み内容等を第2次改定に盛り込み、個別計画の上位計画たる基本計画に掲載することによって対応することとし、新規課題等についても積極的な取り組みを行うものとします。なお、個別計画の改定又は策定を行わざるを得ない場合は、個別に検討・調整を行うこととします。

## 2 改定の背景

### (1) 「三位一体の改革」の影響等による財政フレームの見直し

三鷹市の財政状況は、景気回復の兆しが表れはじめたとはいえ、個人所得の伸び悩みなどにより、依然として厳しい財政状況が続いています。さらに、第3次基本計画第1次改定後に行われた地方税財政制度の改革をはじめとする状況の変化などにより、市の財政構造も変化を余儀なくされているため、第3次基本計画の後期財政フレームを再構成する必要があります。

具体的には、平成16年度から平成18年度までに行われた「三位一体の改革」による国庫補助負担金の廃止・縮減と、平成19年度からは所得税から住民税への税源移譲が行われたことによる影響です。これに加え、平成11年度以降実施されてきた「恒久的減税」についても、定率減税は廃止される一方、他の減税措置は恒久化されることとなり、これとともに地方特例交付金等による財源補てん措置も大部分が廃止されることとなりました。また、平成17年度の介護保険法の改正や、平成18年4月から施行された障害者自立支援法に基づく対応など、社会福祉制度の改革による見直し要素もあります。

こうした影響の大部分は、既に平成19年度予算に反映しているため、今回の第2次改定にあたっては、平成19年度予算を基礎とし、市税をはじめとする一般財源の推計を行いながら、現在判明している制度の変更内容を加味して後期財政フレームの見直しを進めることとします。

なお、市税等の推計にあたっては、「日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）」の試算資料及び「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書（平成19年3月）」などを参考に推計を行うものとします。

### (2) 人口増加と将来的人口減少の予測

三鷹市の人口は、昭和50年代半ばにほぼ安定し、その後は一貫して16万人台の前半で推移してきました。しかし平成9年頃から人口の増加傾向が見られるようになり、第1次改定後の平成16年以降も、前年比で約700人から1,100人程の増加となっています。その要因としては、工場が移転した企業の跡地、農地などがマンションや住宅地となっていることなどがあげられます。また近年の人口推移の特徴としては、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳から64歳）の割合は、それぞれ横ばい・微減となっていますが、老年人口（65歳以上）の割合は増加が続いており、人口の増加傾向とともに、その構成（割合）にも留意する必要があります。

さらに、専門家の分析による「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書」によると、三鷹市の人口は、今後、増加傾向が続き、平成22年（2010年）以降には178,000人を超えることとなりますが、その後、横ばいから緩やかな減少傾向となるこ

とが予測されています。

そこで今回の第 2 次改定にあたっては、当面の人口増加に対応しつつも将来的な人口減少を射程に入れた政策構想が必要であると考えられるので、現行の人口フレームのままとします。

### ( 3 ) 都市の成熟化と社会資本の更新時期の到来

三鷹市は、市制施行直後から、全国 2 番目に開設された公団住宅の建設のほか、道路、下水道、学校等の整備など、急激な人口増加と都市化に対応すべく社会資本整備を積極的に進めてきました。そして、一定の社会資本整備が完了し、ハード面では都市として「成熟期」を迎えたといえます。

今日においては、既存の社会資本を有効に使いつつ、環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面において「質的向上」を目指す 21 世紀型のまちづくりを進めていく段階にきているといえます。

また、三鷹市は現在 600 を上回り、総延べ面積で 30 万㎡を超える公共施設を保有していますが、施設・設備の老朽化や施設運営費の増加による財政の圧迫などの課題は、市政運営においても、今後、大きな影響を及ぼすものになると思われま

### ( 4 ) 市民活動の活発化と新たな市民参加方式の取り組み

三鷹市は、現行の基本構想・第 3 次基本計画の策定において、みたか市民プラン 21 会議とのパートナーシップ方式により、「白紙からの市民参加」・「原案策定以前の市民参加」と呼ばれる新たな市民参加方式を導入しました。計画の確定後は、市民協働センターの開設や自治基本条例も制定され、市民活動もますます活発になっています。

また、「2007 年問題」に象徴される団塊の世代の地域への回帰を積極的に受けとめ、従来参加する機会の少なかった市民の皆さんが最初の一步を踏み出しやすいような「参加と協働の仕組みづくり」を推進することが必要です。このことによって、地域の人財の発掘と地域課題の解決に向けた総合力の向上が期待されます。

さらに昨年の 8 月には、無作為抽出による市民討議方式である「みたかまちづくりディスカッション 2006」を開催し、自治体における新たな市民参加の可能性を切り開くなどの成果を得ることができました。さらに基本計画の改定ごとに実施している無作為抽出による市民意向調査では、アンケート調査の有効回答率（回収率）は前回の平成 16 年が 43%、そして第 2 次改定に向けた今年の調査では 47% という高い回答率が得られました。ちなみに、この種のアンケート調査の有効回答率は、低い自治体では 10% 台、全国平均でも 25% 程度といわれています。

これまで自治体における市民参加のあり方は、審議会方式であれ公募の市民会議方式であれ、「参加の意欲と条件」を備えた市民の参加でした。しかし、三鷹市のまちづくりディスカッションの成果や市民意向調査の結果を踏まえると、いわば「声なき声」といわ

れる市民の意見を集め、「参加の意欲と条件」がなかった市民の参加の機会や場を創出する取り組みについて、市は引き続き積極的に推進を図っていく必要があると考えます。

### 3 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を行うため、具体的な数値目標を以下のとおり設定し、第2次改定に取り組むものとしします。

次の「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率	概ね 80%台を維持
公債費比率	概ね 12%を超えないこと
実質公債費比率	概ね 16%を超えないこと
人件費比率	概ね 24%を超えないこと

### 4 最重点・重点プロジェクトの拡充と展開

#### (1) 市民意向調査の結果と最重点・重点プロジェクト

現行の基本計画（改定）では、下記のように6つの最重点プロジェクトと5つの重点プロジェクトを設定しています。今回の第2次改定に先立ち、市民意向調査において現行の最重点プロジェクトと重点プロジェクトについても質問した結果、現在のプロジェクトに適当なものがないとの回答は、それぞれ 1.7%と 3.3%であり、現行のプロジェクトの設定についても概ね評価を頂いていると考えます。

そこで市民意向調査の結果を踏まえ、前回の改定で行ったような最重点・重点プロジェクトの追加・組み換えは行わず、次のとおり現行プロジェクトの拡充を図り、より積極的な事業展開を行うものとしします。

現行基本計画（改定）における最重点・重点プロジェクト

《6つの最重点プロジェクト》

- (1) すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心のまちづくりプロジェクト
- (2) いつまでも元気で心ゆたかに生活できる地域をめざす、地域ケア推進プロジェクト
- (3) すべての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくりプロジェクト
- (4) 健やかに育ち笑顔がきらめく、子ども・子育て支援プロジェクト
- (5) とともに信頼し責任を担う、協働のまちづくりプロジェクト
- (6) いのち・しごと・くらしが輝く、IT活用プロジェクト

## 《5つの重点プロジェクト》

- (1) 地域のあらゆる資源を活かして進める、活性化推進プロジェクト
- (2) ふるさと三鷹の自然と文化をつなぐ、緑と水の回遊ルート整備プロジェクト
- (3) 地球環境を保全し、持続可能な社会をめざす、循環型社会形成プロジェクト
- (4) 学びと参加の仕組みをつくる、「三鷹ネットワーク大学」プロジェクト
- (5) 健康・長寿社会を実現する、スポーツの拠点づくりプロジェクト

## (2) 第2次改定で拡充を行う最重点プロジェクト

すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心のまちづくりプロジェクト

平成19年度の「施政方針」では、最重点・重点に関する平成19年度の主要事業を掲載していますが、「安全安心のまちづくりプロジェクト」に掲げる事業は次頁のとおりです。

今日の市政における安全安心のまちづくりの取り組みとしては、「安全安心・市民協働パトロールの充実」などの事業に加え、公共施設の保全・活用や耐震化の推進、上下水道の更新など、公共施設や都市基盤の修復や更新に関する事業（下線部事業）が大きな位置を占めています。

そこで「安全安心のまちづくりプロジェクト」のプロジェクトを「すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心・都市の更新プロジェクト」とし、プロジェクトの目的や関連事業の体系化をより明確にすることによって、引き続き重点的な取り組みを展開するものとします。



## 平成 19 年度施政方針における「安全安心のまちづくりプロジェクト」の主要事業

公共施設の保全・活用に向けた取り組み

アスベスト除去工事の実施

大沢コミュニティ・センターの耐震補強

安全安心・市民協働パトロールの充実

災害時要援護者支援モデル事業の実施

公共施設アスベスト使用状況実態調査

建築物の安全性の確保

耐震改修促進計画の策定

谷端一之橋の改修

安全で安心な公園づくり

災害時における連絡体制の充実

消防団第十分団詰所の整備

地域防災計画の改定及び防災マップ・洪水ハザードマップの作成

災害用備蓄倉庫の設置及び備蓄用資機材の配備

自動体外式除細動器（AED）の配置

小学校における安全でおいしい水プロジェクトの推進

学校耐震補強工事の実施

第一小学校スーパーリニューアル工事及び食器改善事業の実施

にしみたか学園第二中学校体育館の建替工事

都市型水害対策としての雨水管整備

導水管の取り替えによる耐震性の向上

経年管（配水管）の取り替えによる耐震性の向上

大口径給水管の取り替えによる耐震性の向上

いのち・しごと・くらしが輝く、IT活用プロジェクト

三鷹市は、平成 19 年 5 月に「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定しました。これは、これまで推進してきた地域の情報化を踏まえ、新たに平成 22 年度までの地域の ICT の利活用と推進についての方針を定めたものです。

そこで「IT活用プロジェクト」を「いのち・しごと・くらしが輝く、ユビキタス・コミュニティ推進プロジェクト」とし、同方針に基づき、「いつでも、どこでも、誰でも」が、ICT の活用によって、くらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会（ユビキタス・コミュニティ）の実現を目指した施策の展開を図るものとし

す。

ユビキタス (ubiquitous)とは、ラテン語で、「どこでも」「あらゆるところに」という意味。日本では、国の「e-Japan 戦略」の後継戦略である「IT 新改革戦略」において、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が使える、デジタルデバイドのない ICT インフラの整備を内容としたユビキタス化の推進がうたわれています。

## 5 都市空間整備の基本的な考え方の見直し

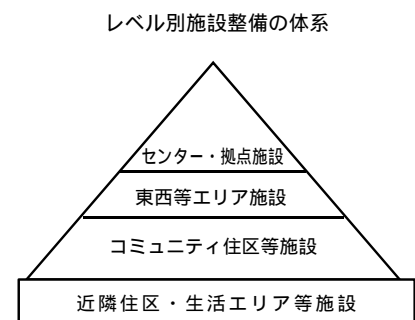
### (1) 都市整備（都市づくり）の拠点の見直し

基本計画では、「都市空間整備の基本的な考え方」において「都市整備（都市づくり）の拠点」を定めています。しかし現在では、緑と水の拠点である3つの「ふれあいの里」の整備や三鷹駅前再開発も進捗するとともに、都市機構による団地の建替えも進められるなど、都市整備（都市づくり）の拠点施設のあり方についても一定の見直しが必要な時期に来ているといえます。

さらに、既述したように三鷹市の人口は、当面、増加傾向が続きますが、将来的には人口減少時代が到来することが予想されています。この人口減少や少子高齢社会に見合った都市整備のあり方として、都市施設の再配置・集約化の考え方など、今後、提示していく必要があるといえます。都市整備（都市づくり）の拠点の見直しを図り、総合スポーツセンター等の「文化・教育・健康の拠点施設」を初めとした公共施設の効率的な管理や整備・再編を進めるとともに、都市機能の集約化を図ることなども新たな課題となっています。

### (2) 施設整備の体系のあり方の検討

施設整備については、都市整備（都市づくり）の拠点に関する地域的・面的な見直しに加え、施設のレベル・内容に応じた整備の体系についても、今後のあり方を検討する必要があります。施設整備の体系としては、右図のように、市民センターや総合体育館のように、センター施設・拠点施設として整備を行うもの、児童館のように東西等のエリアで整備を行うもの、コミュニティ・センターのようにコミュニティ住区等で整備を行うもの、地区公会堂のように近隣住区・生活エリア等で整備を行うものなどがあります。現在、福祉や介護サービス等においても、エリア毎のサービス拠点施設が定められていますが、市として、レベル・内容に応じた施設整備の体系について、今後のあり方を検討する必要があると考えます。



## 6 各施策における現在検討中の主な事業等（例示）

基本計画における 8 つの施策の中で、現在検討を行っている主な事業の例は下記のとおりです。今後、骨格案の中で具体的な内容を明らかにしていきます。

### 第 1 部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

- (1) 男女平等参画条例の普及・啓発

### 第 2 部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

- (1) コビキタス・コミュニティ推進基本方針の策定と推進
- (2) 情報セキュリティのさらなる徹底
- (3) 都市型農業への支援
- (4) 頑張る商店会への総合的な支援の実施
- (5) 工業・新産業への支援
- (6) 観光振興事業への支援
- (7) 三鷹駅・三鷹台駅周辺等のまちづくりへの支援

### 第 3 部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

- (1) 安全で楽しく歩けるみちの整備
- (2) 外郭環状道路対策の検討・要請
- (3) 緑と水の総合施策の展開
- (4) 花と緑のサポート組織の発足
- (5) 「花と緑のフェスティバル（仮称）」の開催
- (6) 国立天文台のさらなる公開の推進
- (7) 安全安心・市民協働パトロールの強化
- (8) 防災センター機能と防災体制の強化
- (9) バスネット構想の推進（コミュニティバス網等の見直し）
- (10) 自転車対策の強化

### 第 4 部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

- (1) 新エネルギーの利用・地球温暖化防止対策の拡充
- (2) 新ごみ処理施設の整備
- (3) 分別収集の徹底と家庭系ごみの有料化の検討・実施
- (4) 都市型水害対策の推進

### 第 5 部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

- (1) 地域ケア・ネットワークの展開

- (2) 歩きやすいまちづくり・みちづくりの推進
- (3) 介護予防事業の積極的展開
- (4) 障がい者の自立支援体制の整備
- (5) 健康づくり目標の推進

#### 第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

- (1) 子どもの安全対策の強化
- (2) 「三鷹子ども憲章（仮称）」の制定
- (3) 「子ども子育てビジョン」の策定と子ども支援施策の拡充
- (4) 効率的な保育園の運営
- (5) 小・中一貫教育校・コミュニティスクールの展開
- (6) 子どもの放課後施策の拡充

#### 第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

- (1) 図書館の情報化とネットワーク化の推進
- (2) 絵本館の整備・絵本事業の展開
- (3) 健康・スポーツの拠点づくり（総合スポーツセンター整備の見直し、大沢総合グラウンドの整備）
- (4) エコ・ミュージアムの展開と郷土資料の公開の拡充
- (5) 太宰治プロジェクト等の展開

#### 第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

- (1) コミュニティ活動への支援拡充
- (2) 市民協働センターの協働運営の推進
- (3) 新しい協働のあり方の検討
- (4) 三鷹ネットワーク大学による人財育成機能等の強化
- (5) 絶えざる経営改革・組織改革等の実施
- (6) 公共施設のファシリティ・マネジメントの強化
- (7) 総合窓口サービスの拡充
- (8) 自治基本条例の普及・啓発

# 基本計画第2次改定スケジュール

